

新型コロナ特例貸付の償還等について【令和4年10月情報】

新型コロナウイルス感染症の影響による減収や離職等を対象とした特例貸付は令和4年9月末をもって全ての**受付期間が終了**しました。

特例貸付の償還や免除に関するお問い合わせは、長野県社会福祉協議会が委託する「生活福祉資金特例貸付管理事務センター」にて対応しております。ご不明な点等お問い合わせにつきましては、下記までお願いいたします。

(お問い合わせ先)

生活福祉資金特例貸付管理事務センター（受付時間：平日9時～17時）

TEL 026-217-5681 / FAX 026-217-5689

〒380-0936 長野県長野市中御所岡田 131 番地 10 長野県中小企業会館 1F